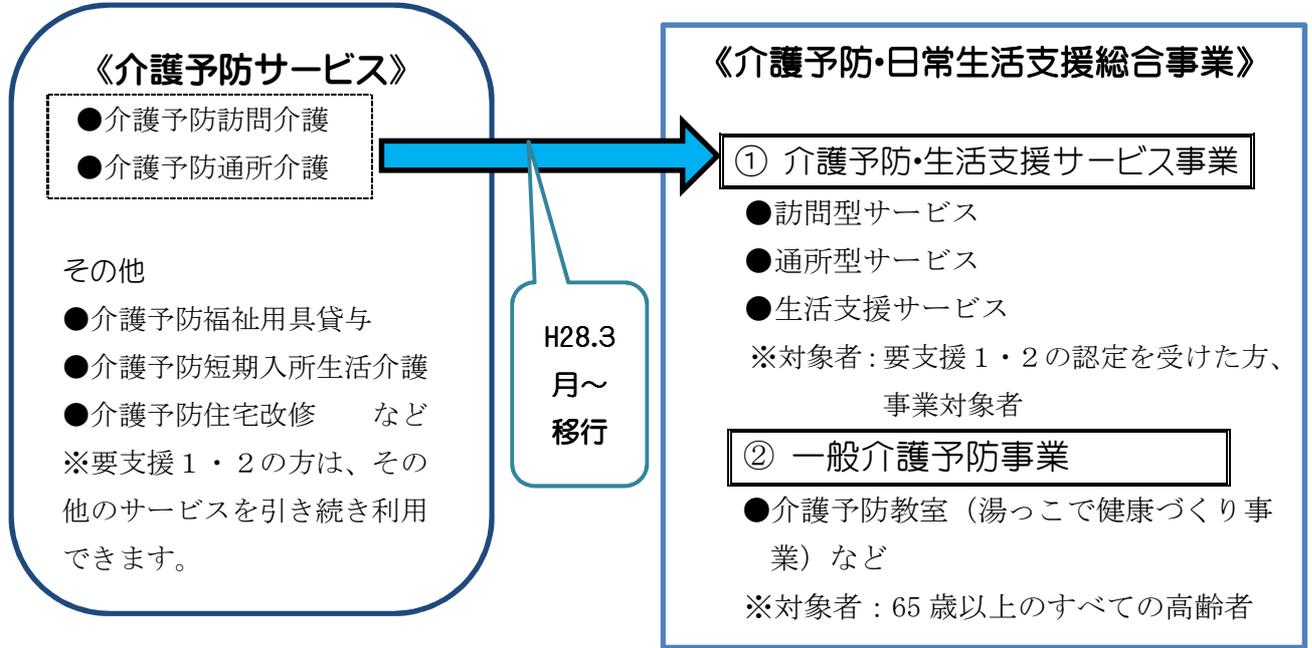


介護予防・日常生活支援総合事業について

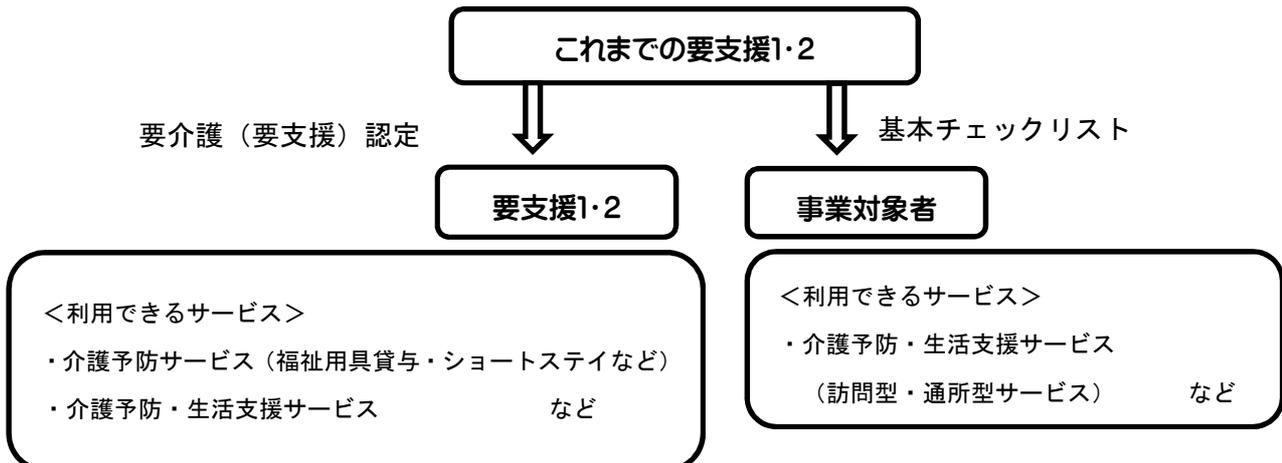
介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の二つからなります。要支援1・2の認定を受けた方の生活支援など、多様なニーズにこたえるため、全国一律のサービスであった、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。



※今後、地域のニーズや実情に応じたさまざまなサービスが提供できるよう充実を図っていきます。

<ポイント>

- 介護予防・日常生活支援総合事業に移行したサービスは、介護予防訪問介護（ヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）のみであり、それ以外のサービス（福祉用具貸与、ショートステイなど）は、要支援1・2の認定を受けている方は、これまでどおり介護予防サービスとして利用ができます。新たな手続きは不要です。
- 今後、認定の有効期間が終了し更新する際、訪問型サービスや通所型サービスのみを利用する意向である場合は、要介護（要支援）認定を受けなくても、より簡単な手続き（基本チェックリストによる判定）で利用ができます。（下図を参照）
- 要支援1・2の認定を受けた方も基本チェックリストで該当となった「事業対象者」も、担当のケアマネジャーがケアプランを作成するなどのお世話をします。
- 利用料が、原則として1回あたりの設定に変わります。（裏面を参照）



<訪問型・通所型サービスの利用料について>

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。

これまでは、月額での料金設定でしたが、平成28年3月から、原則として1回当たりの料金設定に変わりました。

※いままでの自己負担の金額を超えることはありません。

訪問型サービス（現行の介護予防訪問介護相当）の基本利用料

区 分		利用回数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
要支援1	一月のサービス利用回数が全部で	4回まで	2,660円/回	266円/回	532円/回
		5回～8回まで	2,700円/回	270円/回	540円/回
		8回を超えた場合	23,350円/月	2,335円/月	4,670円/月
要支援2 事業対象者	一月のサービス利用回数が全部で	4回まで	2,660円/回	266円/回	532円/回
		5回～8回まで	2,700円/回	270円/回	540円/回
		9回～12回まで	2,850円/回	285円/回	570円/回
		12回を超えた場合	37,040円/月	3,704円/月	7,408円/月

※別途加算があります。加算については、利用回数に関わらず月の定額となります。

通所型サービス（現行の介護予防通所介護）の基本利用料

区 分		利用回数	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
要支援1	一月のサービス利用回数が全部で	4回まで	3,780円/回	378円/回	756円/回
		4回を超えた場合	16,470円/月	1,647円/月	3,294円/月
要支援2	一月のサービス利用回数が全部で	8回まで	3,890円/回	389円/回	778円/回
		8回を超えた場合	33,770円/月	3,377円/月	6,754円/月
事業対象者	一月のサービス利用回数が全部で	4回まで	3,780円/回	378円/回	756円/回
		5回～8回まで	3,890円/回	389円/回	778円/回
		8回を超えた場合	33,770円/月	3,377円/月	6,754円/月

※別途加算があります。加算については、利用回数に関わらず月の定額となります。